

令和6事務年度における相続税の調査等の状況

令和7年12月
名古屋国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税の実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

(注) 各計表における対前事務年度比や合計値は、四捨五入前の計数により算出しています。

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、相続税の実地調査を実施しました。

令和6事務年度においては、追徴税額合計は、107億円と前事務年度に比べ増加（対前事務年度比115.5%）となりました。

○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	1,301	1,345	103.4
②	申告漏れ等の非違件数	件	1,094	1,134	103.7
③	非違割合 (②／①)	%	84.1	84.3	0.2
④	重加算税賦課件数	件	149	123	82.6
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)	%	13.6	10.8	▲2.8
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	億円	367	378	102.9
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	億円	77	83	107.7
⑧	追徴 税 額	本税	百万円	9,107	115.4
⑨		加算税	百万円	1,606	116.4
⑩		合計	百万円	10,713	115.5
⑪	1実 件地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥／①)	万円	2,808	99.5
⑫		追徴税額 (⑩／①)	万円	797	111.8

(注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

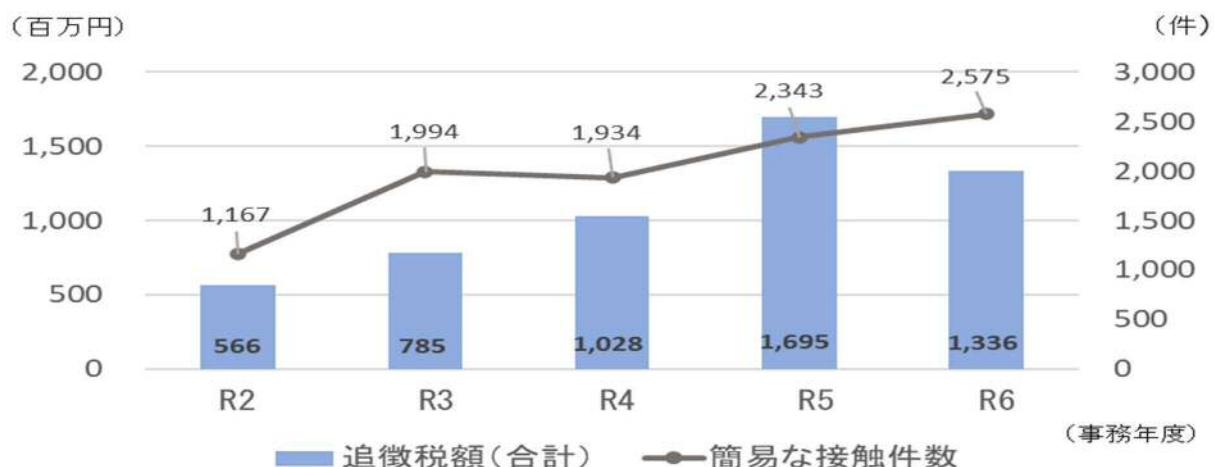
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和6事務年度においては、令和5事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は2,575件（対前事務年度比109.9%）と前事務年度と比べ増加しました。対して、申告漏れ等の非違件数は511件（同81.1%）、申告漏れ課税価格は101億円（同87.4%）、追徴税額合計は13億円（同78.8%）と、前事務年度と比べ減少となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目	事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	件 2,343	件 2,575	% 109.9	
②	申告漏れ等の非違件数	件 630	件 511	% 81.1	
③	申告漏れ課税価格	億円 115	億円 101	% 87.4	
④	追徴税額	本税 1,634	百万円 1,272	% 77.9	
⑤		加算税 61	百万円 63	% 103.6	
⑥		合計 1,695	百万円 1,336	% 78.8	
⑦	1 簡易なた当たり接触	申告漏れ課税価格 (③／①)	万円 493	万円 392	% 79.6
⑧		追徴税額 (⑥／①)	万円 72	万円 52	% 71.7

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

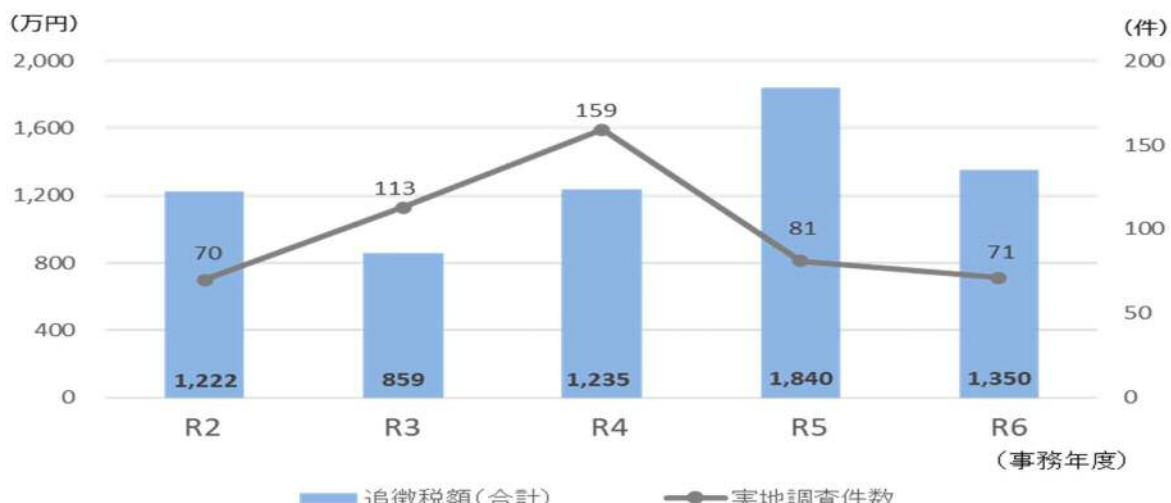
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和6事務年度においては、追徴税額は14億円（対前事務年度比73.4%）と減少しました。

○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	81	71	87.7%
②	申告漏れの非違件数	件	75	64	85.3%
③	非違割合 (②／①)	%	92.6	90.1	▲ 2.5 ポイント
④	申告漏れ課税価格	億円	103	79	76.3%
⑤	追徴税額	本税	百万円	1,060	69.2%
⑥		加算税	百万円	291	94.6%
⑦		合計	百万円	1,350	73.4%
⑧	1実件地当たり調査	申告漏れ課税価格 (④／①)	万円	11,097	87.1%
⑨		追徴税額 (⑦／①)	万円	1,902	83.8%

○ 相続税の無申告事案に係る調査事績の推移



2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、C R S情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和6事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は17件（対前事務年度比63.0%）、海外資産に係る申告漏れ課税価格は7億円（同47.8%）でした。

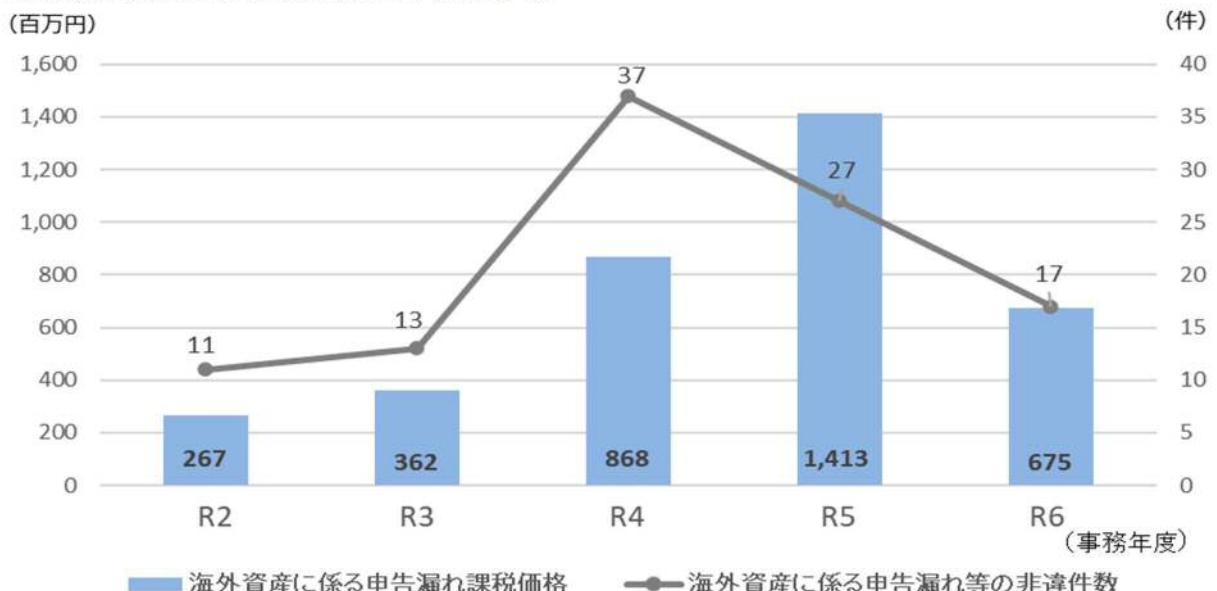
○ 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	海外資産関連事案に係る 実地調査件数	件	件			
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	101	件	162	件	160.4 %
		27		17		63.0
③	海外資産に係る 重加算税賦課件数	12	件	13	件	108.3 %
		1		2		200.0
④	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	4,392	百万円	6,416	百万円	146.1 %
		1,413		675		47.8
⑤	④のうち重加算税賦課対象	228	百万円	2,506	百万円	1,099.0 %
		3		280		8,851.5
⑥	非違1件当たりの海外資産に係る 申告漏れ課税価格（④／②）	4,349	万円	3,961	万円	91.1 %
		5,234		3,972		75.9

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 相続税の海外資産に係る調査事績の推移



3 贈与税の実地調査の状況

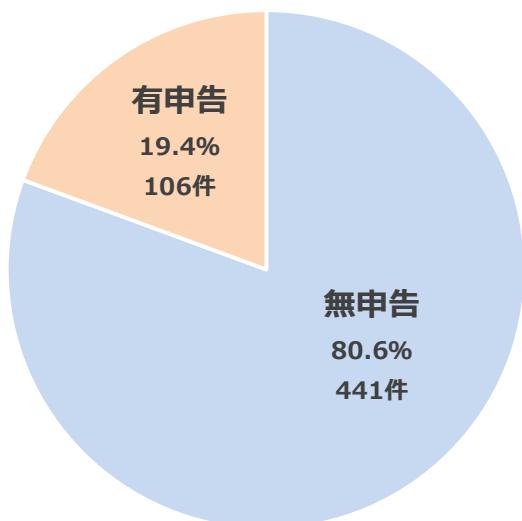
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和6事務年度においては、実地調査件数は 611 件（対前事務年度比 91.3%）、追徴税額は 9 億円（同 25.5%）でした。

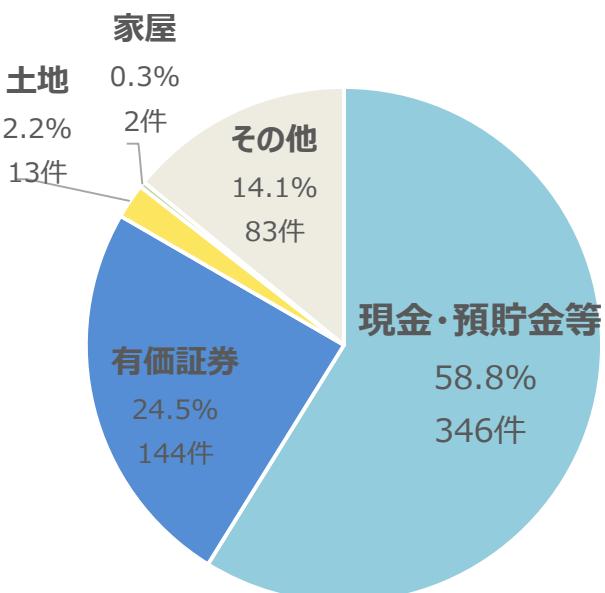
○ 贈与税事案の実地調査の状況

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	件	669	611	91.3	
②	申告漏れ等の非違件数	件	566	547	96.6	
③	申告漏れ課税価格	億円	74	31	41.8	
④	追徴税額	百万円	3,651	929	25.5	
⑤	1 実地 件 当たり 調査	申告漏れ課税価格 (③) / ①)	万円	1,101	504	45.8
⑥		追徴税額 (④) / ①)	万円	546	152	27.9

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



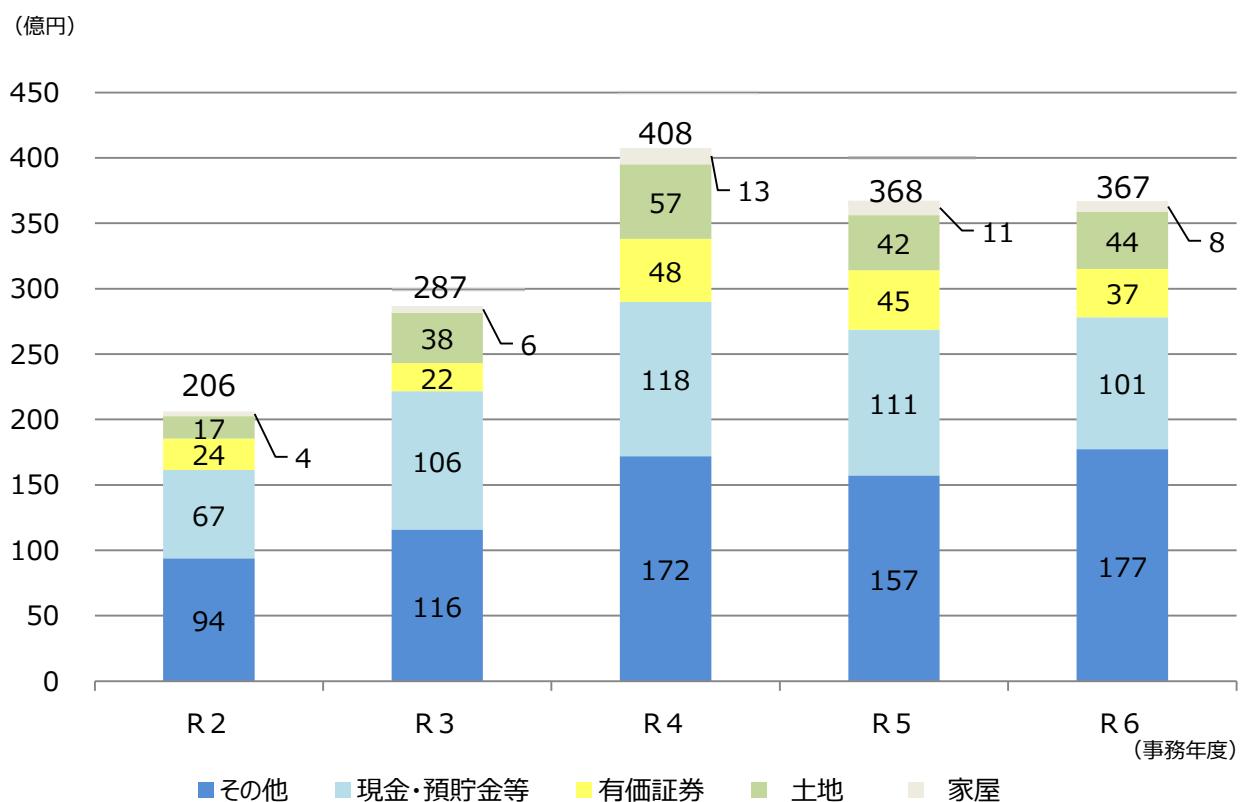
○ 調査事績に係る財産別非違件数



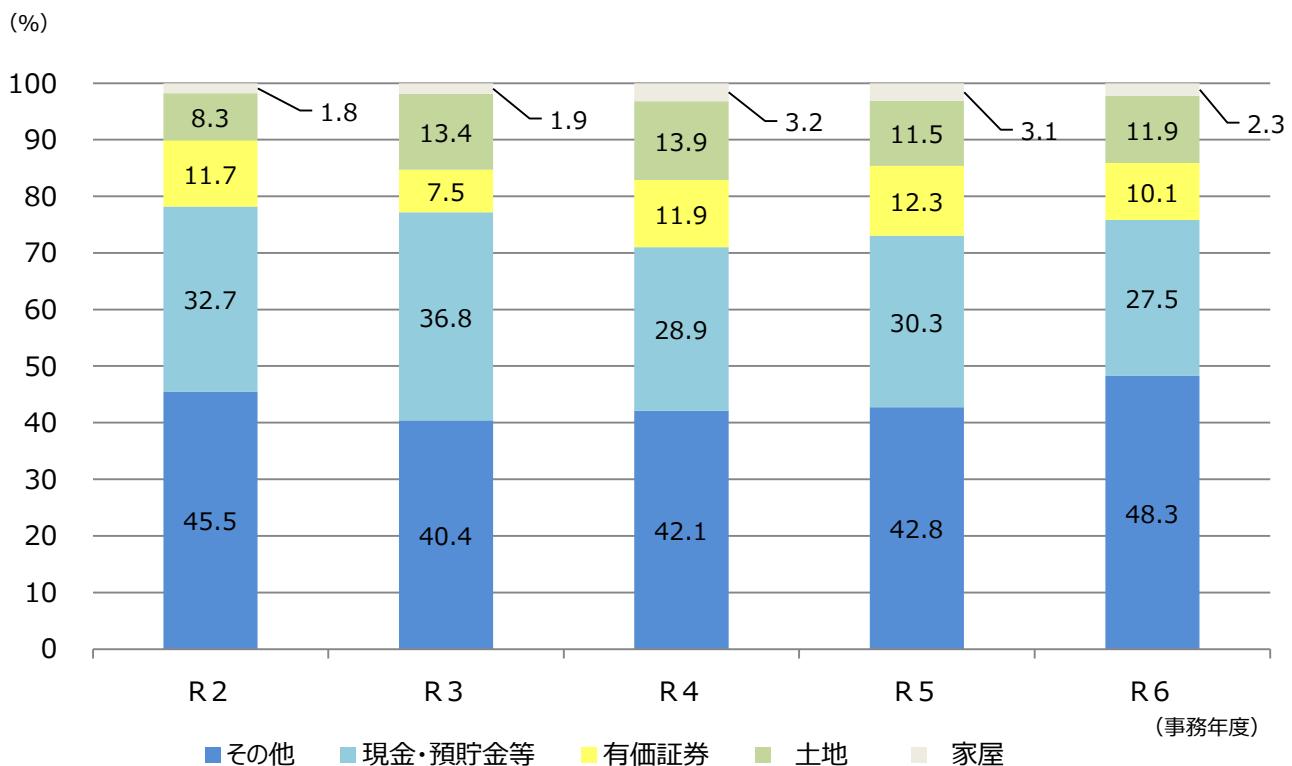
（注） 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

III 参考計表

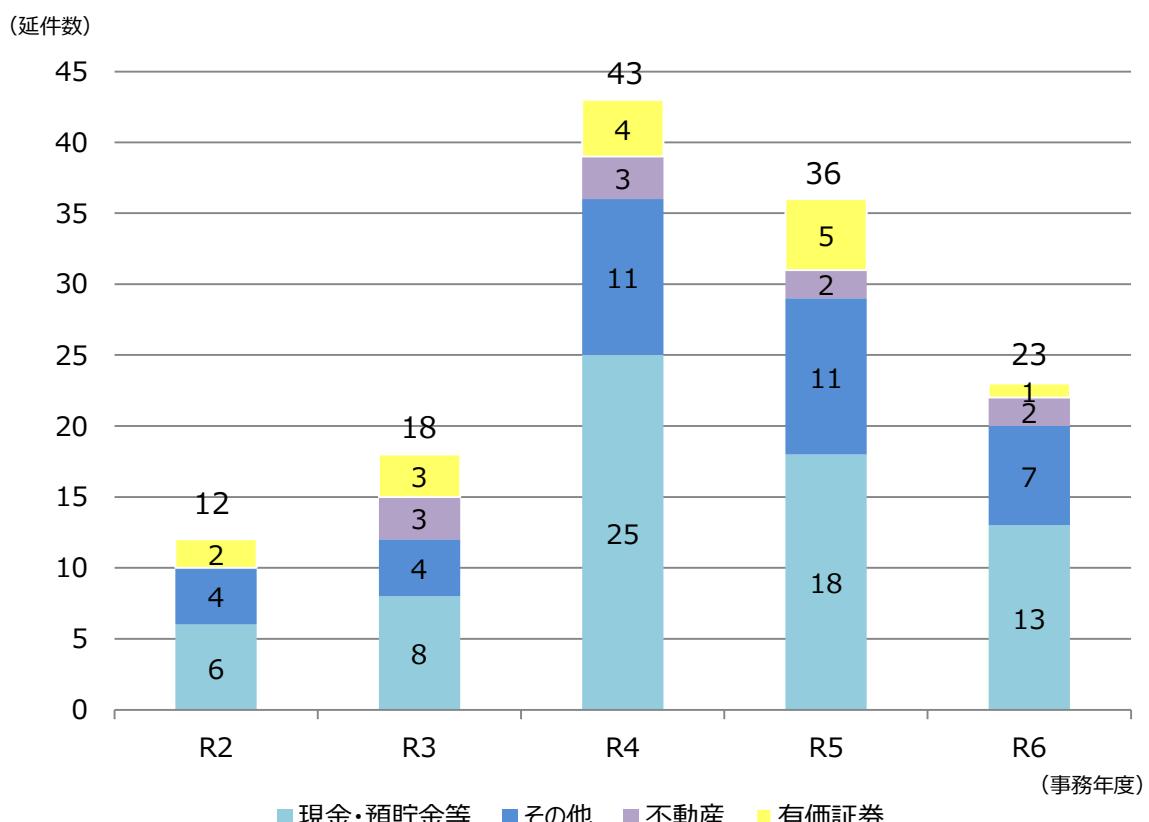
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

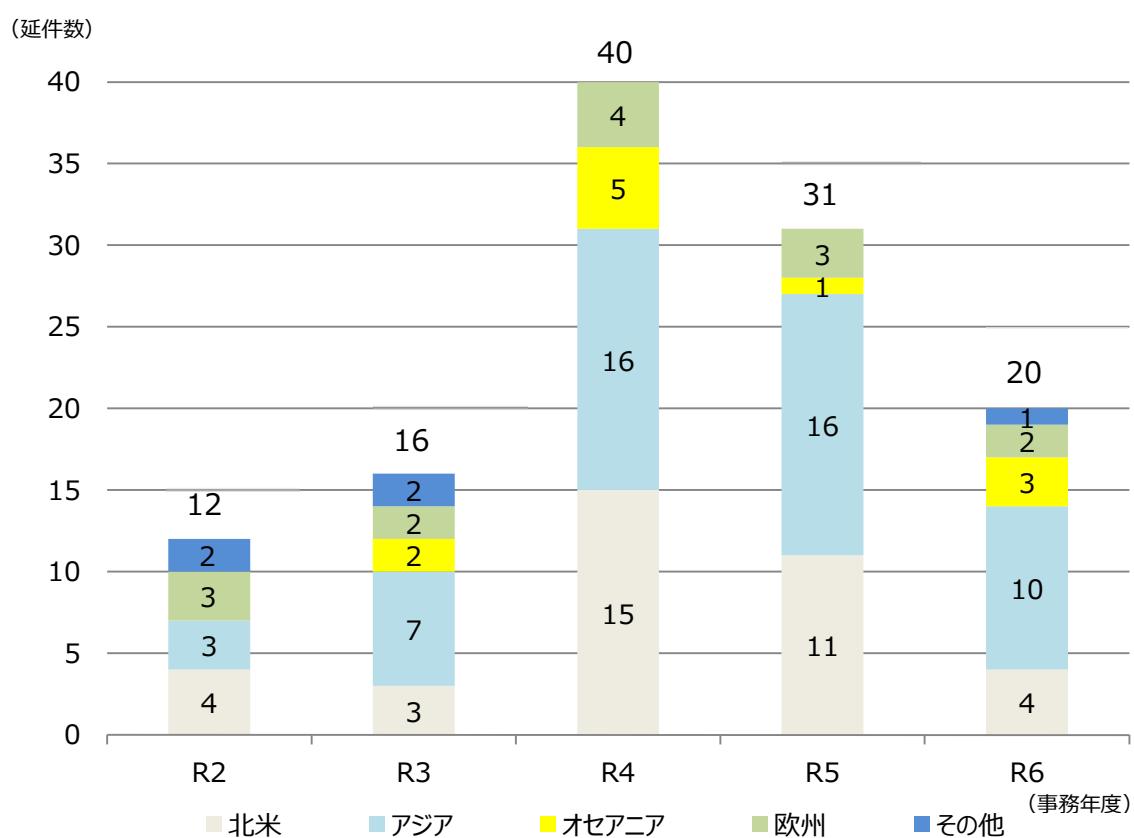


3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注)「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注)「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。